

安城市監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和4年11月25日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

(写)

令和4年11月25日

安城市長 神谷 学 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和4年7月8日から同年10月28日までの間に実施した福祉部障害福祉課及び社会福祉法人ぬくもり福祉会に対する公の施設の指定管理者監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和5年1月27日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

(1) リスク対応事務について

基本協定書において、「指定管理者は、虹の家の管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、リスクに応じた保険等に参加するものとする。」と規定しているが、前回と同様に加入している保険の証書を確認していなかったため、適正な事務執行となるようチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

(2) 情報セキュリティ対策事務について

前回監査時に、指定監理者へ情報セキュリティ規程の整備を指示しているが、前回と同様に整備されていなかったため、早急に整備するよう指導されたい。

2 措置を講ずべき理由

(1) リスク対応事務について

基本協定書第17条第4項により、「管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、リスクに応じた保険等に加入するものとする。」としているため、年度当初に加入を確認しなければならない。また、前回監査においても同内容の留意事項があったため、是正されていなければならない。

(2) 情報セキュリティ対策事務について

前回監査において、情報セキュリティ規程の整備を指定管理者へ指示したと回答しているため、整備されていなければならない。